

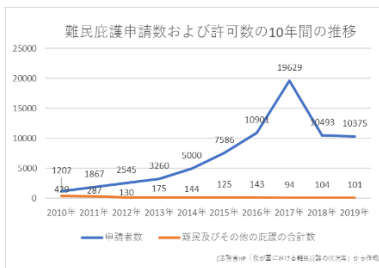
『平和』と謳う国日本～外国人収容所と入管法改悪～

成蹊高校 3 年 (※) 加藤 美和
根岸 亜矢

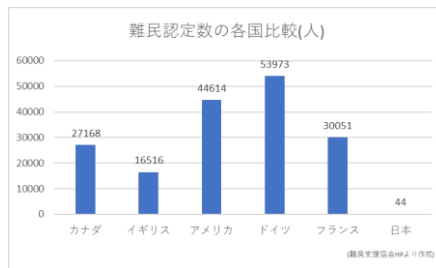


3 年前の夏、国連 UNHCR 協会主催の難民映画祭に参加し、『アイ・アム・ロヒンギャ』など複数の映画を観る機会があった。映画を通して一人ひとりの人生や逞しく生きる姿を目の当たりにし、「難民」としてではなく、「ひとりの人間」としての彼らに強く惹かれ、さらに知りたいと思うようになった。

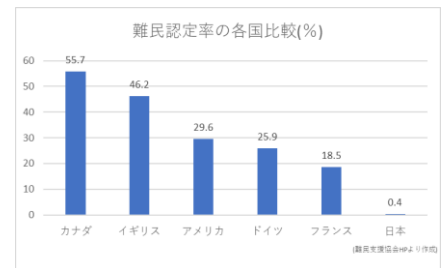
コロナ禍以前の 2019 年、日本で難民として保護を求めた外国人のうち実際に難民と認められたのは、わずか 0.4 % だった。これは他の欧米諸国と比べて極めて低い。(グラフ 1,2,3 参照) 在留資格を得られなかった多くの人々には退去強制命令が下され、出国まで入管の施設に収容されるが、その収容施設での外国人に対する非人道的な扱いが深刻な問題となっている。



(グラフ 1)



(グラフ 2)



(グラフ 3)

「外国人収容施設」とは一体？

まず、収容施設の問題を 3 点挙げながら、収容施設について理解を深めていく。

一つ目が生活環境だ。1 日 5 時間程の自由時間を除き、非常に狭い部屋で異なる文化を持つ被収容者同士が共に生活する。刑務所と異なり収容施設内での就労がなく面会も 1 日 30 分、監視カメラが 24 時間見張るプライバシーがない環境だ¹⁾。さらに、限られた予算の中で決められたカロリーの摂取を実現するために、揚げ物中心の偏ったメニューになる事が多い²⁾一方、運動時間は 1 日数十分³⁾と限られている。このような環境では心身共に健康状態を維持する事は難しく、実際、年々診療件数および投薬件数も増加している⁴⁾。

二つ目が医療問題だ。医者に診察してもらうには入管職員に申し出て、申請書に記載してもらう必要があり、受理されて診察を受けるまでに平均 14.4 日を要する⁵⁾。不調のまま 2 週間、何らかの処置が施されなければ、患者の不安は募るばかり、病も悪化しかねない。さらに、診察できたとしても収容施設内で処方される薬は睡眠薬や鎮静剤ばかり、例え進行性の癌など迅速な検査、治療が必要な場合でも、収容施設内では治療どころか検査すら十分にできない。だからといって、外部の病院に行くことも許されず入管職員の容態観察が続き、病の発見が遅れるなどの事例⁶⁾もあり、苦痛と不安が彼らの体を蝕んでいく。

三つ目が入管職員と被収容者の上下関係である。被収容者に入管職員を「センセイ」と呼ぶことを強いたり⁷⁾、名札の代わりに番号札をつける事で被収容者に名前を明かさず匿名で対応したりしている⁸⁾。さらに、入管職員の判断により「制圧」という名で被収容者を取り押さえ、負傷させるなどという事例もあ

る⁹⁾。

仮放免制度の実態

被收容者が、「病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に收容を停止し、一定の条件を付して、例外的に身柄の拘束をとく」¹⁰⁾という仮放免制度がある。仮放免制度は仮放免に 300 万円以下の保釈金が課せられ、仮放免中も移動や就労が制限され、1 ヶ月に 1 度出頭義務や、健康保険に入れないなど課題は山積するが、ここでは新型コロナウイルス感染拡大により露呈した課題を中心に見ていきたい。

收容施設内での感染者が確認されている¹¹⁾が、既に記したように、收容施設内は密になりやすく被收容者同士の接触も多い一方で、医療体制は整っていない。このような状況の中、入管は仮放免制度を不当に活用し、被收容者を放免している¹²⁾。東京入管に関しては、2019 年 6 月時点で 425 名だった收容者数は 2020 年 4 月時点で 280 名、2021 年 1 月時点で 80~100 名と 4 分の 1 になっている(支援団体の面会での聞き取り調査による)。ここで問題として挙げられるのは、仮放免中の生活が保障されていない点と、仮放免が許可される基準が不透明な点である。放免されたとしても就労は認められず、十分な法的支援も得られないため、路上での生活を余儀なくされている外国人もいる。一方で、仮放免の基準が開示されていない中で、大量の被收容者が放免されていくことで、收容施設に残された被收容者は「なぜ自分は仮放免が認められないのか…」などという不安がこれまで以上に高まり、出口のない絶望からメンタルヘルス問題を起こしているという現実もある。

現在の仮放免制度は、彼らの人権や尊厳が尊重されておらず、入管が恣意的に制度を利用できる状況を生み出している。したがって、仮放免制度は收容代替措置(ATD)として不十分であり、長期的な視点から、彼らを排除する仕組みではなく、包括的に支え日本社会での自立を促していける仕組みを構築していく必要がある。

不十分な法整備

收容されている外国人に対するこれらの残忍な扱いには憤りを感じるが、一概に入管を責めるばかりでは解決の糸口は見えない。特に、法整備にはまだまだ改善の余地があり、本年 2 月中旬に閣議決定された入管法改正案にも多くの懸念が残されている。

例えば新たに設けられた「補完的保護」は、「難民には該当しないが保護する必要がある人々」のために用意された枠組み¹³⁾だが、その対象が非常に限定的で本来の役割を適切に果たせるのか疑問が残る。

また、昨年国連からも厳しく指摘された收容の長期化を防止する対策として挙げられた「監理措置」についても、收容代替措置では重要な要素とされる人権の尊重や生活の保障といった観点を踏まえたものとなっていない点において不十分だ¹⁴⁾。收容期間の上限を設け、本当に收容が必要なのか司法審査を行うといった基本的かつ抜本的な措置がとられないままでは、入管問題を本当の意味で改善することは難しいだろう。

コロナの混乱の中新たな年が幕を開けたが、入管問題は未だに解決されないままだ。国際社会から再三の注意を受けても、なかなか状況が改善されない様子を見てみると、私達はどうしても入管問題が「ルールを守らない外国人の問題」と認識されているように感じずにはいられない。命の危険があるから、家族がいるから、安心して生きられないから、帰国「しない」のではなく帰国「できない」。比較的安全な国

の暮らしに慣れた我々には想像するのが難しいことなのかもしれない。しかし、入管問題は紛れもなく「日本の問題」だ。当事者である日本人が「知らない」「理解できない」と目を背け続ける限り終わることはない。

「日本の人に助けてほしい。」涙ながらに訴える彼らを目の前にして、あなたは「帰れ」と言えるだろうか？

※ 2021年3月執筆時

〈注釈〉

- 1) 平野 雄吾 著 『ルポ入管』 (筑摩書房 2020年 65項)
「壁の涙」政策実行委員会 編 『壁の涙』 (現代企画室 2007年 23-26、90-91項)
- 2) 平野 雄吾 著 『ルポ入管』 (筑摩書房 2020年 117-119項)
- 3) 平野 雄吾 著 『ルポ入管』 (筑摩書房 2020年 66項)
- 4) 出入国管理局庁 HP [930004588.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/press/00004588.pdf)
- 5) 平野 雄吾 著 『ルポ入管』 (筑摩書房 2020年 87項)
- 6) 平野 雄吾 著 『ルポ入管』 (筑摩書房 2020年 85項-86項)
「壁の涙」政策実行委員会 編 『壁の涙』 (現代企画室 2007年 114-116項)
- 7) 「壁の涙」政策実行委員会 編 『壁の涙』 (現代企画室 2007年 91項-92項)
- 8) 平野 雄吾 著 『ルポ入管』 (筑摩書房 2020年 64項)
- 9) 平野 雄吾 著 『ルポ入管』 (筑摩書房 2020年 62-63項)
- 10) 法務省 HP [001279678.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/press/001279678.pdf)
- 11) 出入国在留管理庁 HP [001343764.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/press/001343764.pdf)
[新型コロナ 東京入管で15人が感染 外国人ら計20人に /東京 | 毎日新聞 \(mainichi.jp\)](https://www.mainichi.jp/articles/2020/02/19/00004588.html)
- 12) [入管の収容方針、コロナで変化 増える「仮放免」生活苦しく 労働許されず、帰国すれば迫害も - 毎日新聞 \(mainichi.jp\)](https://www.mainichi.jp/articles/2020/02/19/00004588.html)
- 13) 難民支援協会 HP <https://www.refugee.or.jp/jar/report/2021/02/19-0000.shtml>
- 14) 同上